

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
中東遠地域の減災に係る取組方針（案）

説明資料

平成30年2月9日

中東遠地域豪雨災害減災協議会

1 はじめに（協議会設立の背景）



【背景】

- 平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水被害、住民の避難の遅れによる多数の孤立者が発生。（社会資本整備審議会「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」(答申), 平成27年12月)
- 平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道、東北地方では中小河川で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生（社会資本整備審議会「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」(答申), 平成29年1月)

「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、 社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築

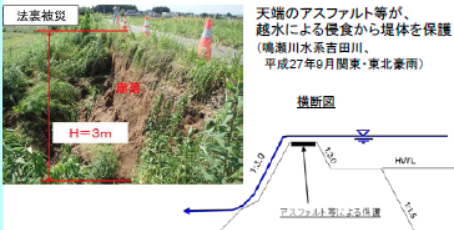
主な対策

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

<危機管理型ハード対策>

- 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進
いわゆる粘り強い構造の堤防の整備

<被害軽減を図るための堤防構造の工夫(対策例)>



<洪水を安全に流すためのハード対策>

- 優先的に整備が必要な区間において、堤防のかさ上げや浸透対策などを実施

<住民目線のソフト対策>

- 住民等の行動につながるリスク情報の周知
 - ・ 立ち退き避難が必要な家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表
 - ・ 住民のとるべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良
 - ・ 不動産関連事業者への説明会の開催
- 事前の行動計画作成、訓練の促進
 - ・ タイムラインの策定
- 避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供
 - ・ 水位計やライブカメラの設置
 - ・ スマホ等によるプッシュ型の洪水予報等の提供



※ 河川堤防の決壊に伴う洪水氾濫により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域



- 本協議会は下記に示す 12 の構成機関からなる。

構成機関	構成員
磐田市	市長
袋井市	市長
掛川市	市長
菊川市	市長
御前崎市	市長
森町	町長
静岡地方気象台	台長
国土交通省 浜松河川国道事務所	所長
県 危機管理部	理事(防災対策担当)
県 危機管理部 西部危機管理局	局長
県 交通基盤部 河川砂防局	局長
県 交通基盤部 袋井土木事務所	所長

3 中東遠地域の概要と主な課題

(1) 中東遠地域の地形・社会経済等の状況



静岡県

中東遠地域は、県の中西部に位置し、**御前崎市、菊川市、掛川市、袋井市、磐田市**と、その北に**森町**の計**5市1町**があり、**面積は832km²で本県の約11%、人口は約45万人で本県の約12%**を占めている。

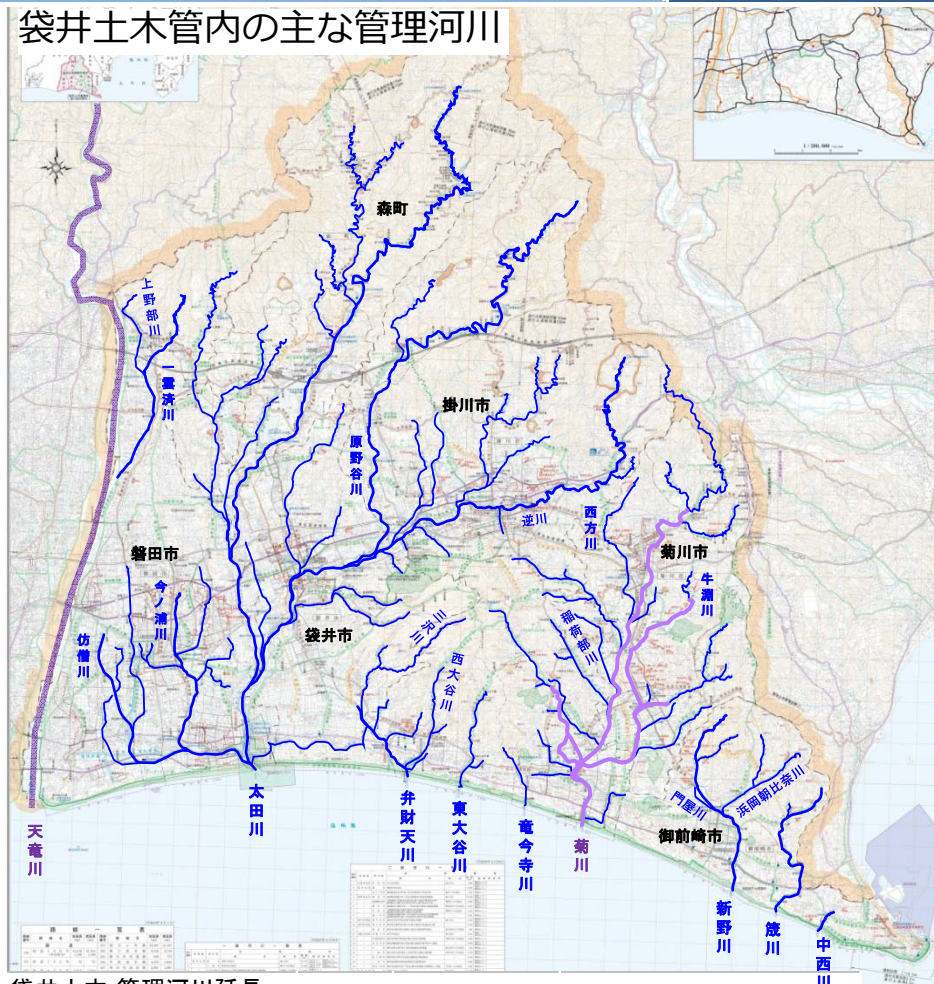
管内管理河川の状況は**10水系86河川、管轄流路延長は約450km**と県全体の約**17%**を占めている。

管内地域は一級河川である天竜川と菊川、また県内二級河川でも流域面積が広い太田川が流下し、これらの河川の影響により広大な平地部を形成している。

当地域の特徴としては、平地や台地など利用しやすい地形が広がり、東西交通網が発達し交通利便性が高く、このことから様々な企業が立地していることに加え、過去より広い平野を利用した農業生産性も高い地域である。

管内管理河川における治水対策は、広い平地部が地域の発展に寄与している一方で、地形からも雨が溜まりやすく土地であり、洪水被害を受けやすい地域で、過去より幾多の水害に見舞われ、これに対して治水事業が続けられてきている。

県管理河川数・・・521河川
河川延長・・・2,577km



袋井土木 管理河川延長

	水系	河川数	法河川延長(km)	代表河川
一級水系	天竜川水系	2	14.8	一雲済川、上野部川
	菊川水系	25	78.8	西方川、稲荷部川、牛淵川等
	小計	27	93.6	
二級水系	太田川水系	39	279.1	太田川、原野谷川、逆川、仿僧川等
	弁財天川水系	8	24.8	弁財天川、三沢川、西大谷川等
	新野川水系	5	23.4	新野川、浜岡朝比奈川、門屋川等
	その他5水系	7	29.6	東大谷川、蔵川、中西川等
	小計	59	356.9	
合計		86	450.5	

(2) - 1 過去の被害状況①

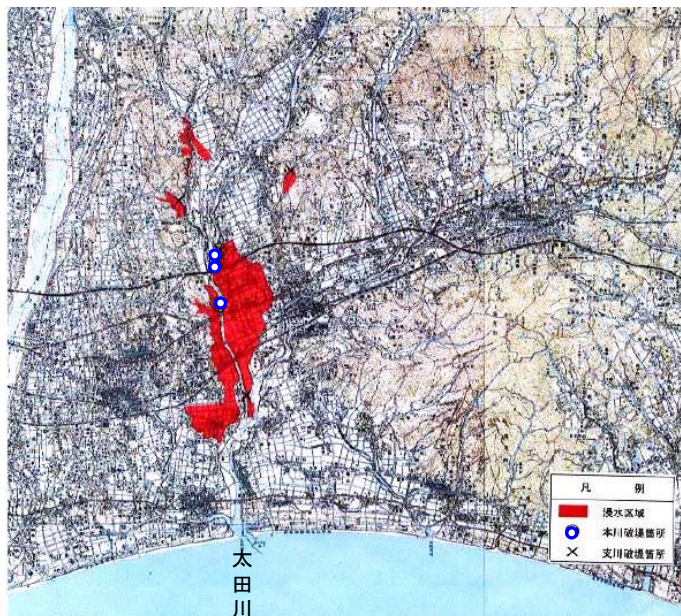
太田川水系では、たびたび、河岸の決壊や溢水を繰り返し、浸水被害が頻繁に発生している。

特に、**昭和49年7月の七夕豪雨**では、**観測史上例を見ない豪雨**となり、**太田川本川の3ヶ所で堤防が破堤**、家屋の全壊流出87戸、浸水家屋2,240戸、農地浸水989haにのぼる大災害となった。

昭和57年9月洪水では、粟ヶ岳雨量観測所（掛川市）で総雨量571mmを観測し、逆川の堤防の決壊や溢水により床下浸水2,384戸、床上浸水1,131戸に及ぶ大災害となった。

平成10年9月の台風6・7号による逆川の溢水と今ノ浦川の内水氾濫により床下浸水152戸、床上浸水69戸が発生している。

太田川水系



昭和49年7月七夕豪雨の洪水状況



太田川(袋井市延久)
昭和49年7月洪水による破堤写真



袋井市延久付近



逆川(掛川市内)
昭和57年9月洪水による決壊写真



今ノ浦川(磐田市二之宮)
平成10年9月洪水による内水被害写真



三倉川(森町黒田・巖橋)
昭和49年7月洪水による破堤写真

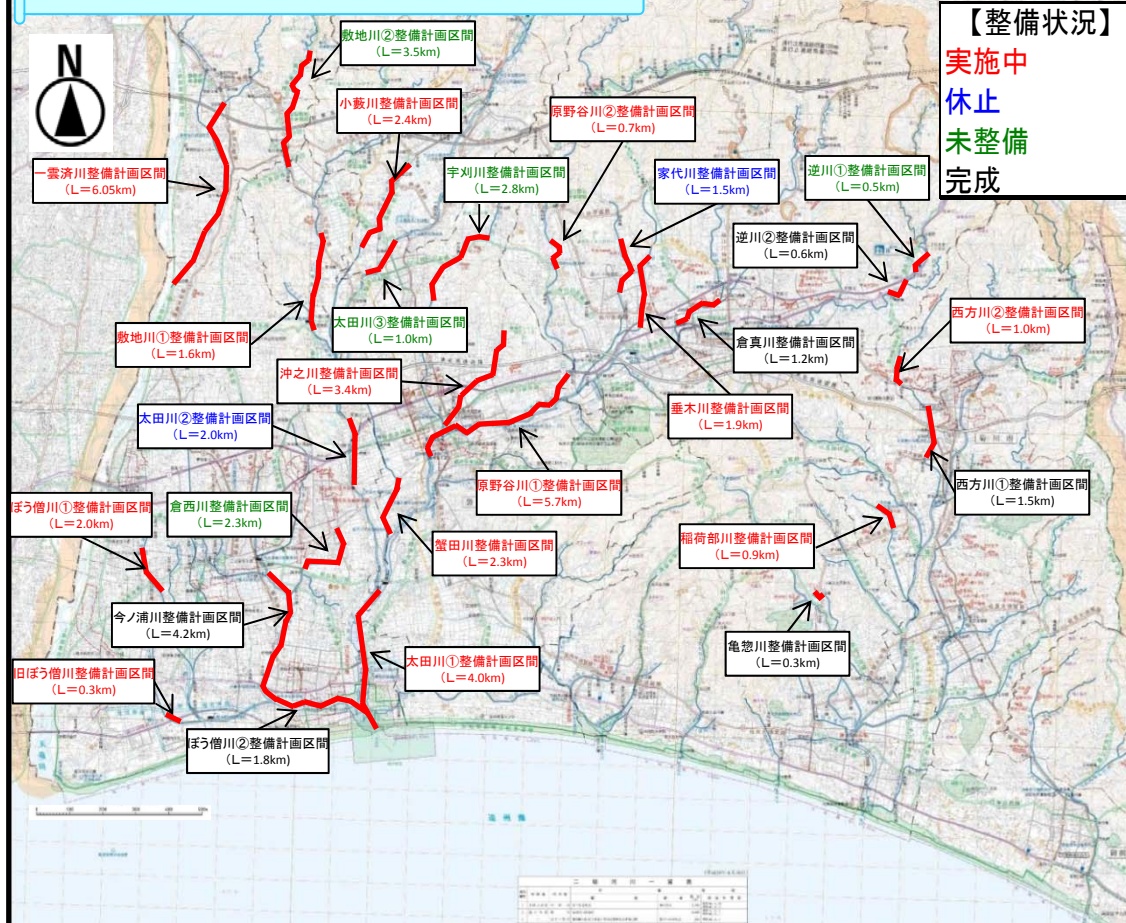


三倉川(森町黒石・県道袋井春野線)
昭和49年7月洪水による破堤写真

(2) - 2 河川改修の状況



河川整備計画に位置付けのある河川整備状況



袋井土木事務所管内における主な河川工事の施行の場所と内容				
水系	対象河川	施行の場所	延長 (km)	実施内容
太田川	太田川①	河口(0.0km)～4.0km付近	4.0	掘削、橋梁架替
	太田川②	7.0km付近～9.0km付近	2.0	引堤、掘削、護岸
	太田川③	14.0km付近～15.0km付近	1.0	引堤、掘削、護岸
	原野谷川①	JR東海道本線付近(4.0km付近)～9.7km付近	5.7	高水敷掘削、護岸
	原野谷川②	13.5km付近～14.2km付近	0.7	低水路掘削
	ぼう僧川①	9.5km付近～磐田細江線(11.5km付近)	2.0	引堤、低水路掘削
	ぼう僧川②	東橋下流(1.0km付近)～今ノ浦川合流点(2.8km付近)	1.8	低水路掘削
	倉西川	古川合流点～法河川起点(2.3km付近)	2.3	引堤、低水路掘削
	旧ぼう僧川	0.7km付近～1.0km付近	0.3	引堤、掘削、護岸
	蟹田川	河口(0.0km)～JR東海道本線(2.3km付近)	2.3	引堤、低水路掘削
	宇刈川	春岡大橋付近(5.7km付近)～赤塚橋付近(8.5km付近)	2.8	引堤、低水路掘削
	沖之川	河口(0.0km)～法河川起点(3.4km付近)	3.4	引堤、低水路掘削
	逆川①	国道1号日坂バイパス付近	0.5	引堤、護岸
	逆川②	豊間橋(13.6km付近)～海老名川合流点付近(14.2km付近)	0.6	引堤、掘削
	垂木川	天竜浜名湖線(2.5km付近)～4.4km付近	1.9	引堤、低水路掘削
	家代川	1.6km付近～3.1km付近	1.5	引堤、低水路掘削
	倉真川	国道1号(0.5km付近)～1.7km付近	1.2	引堤、掘削、護岸
	敷地川①	大明神橋(2.4km付近)～4.0km付近	1.6	引堤、掘削、護岸
	敷地川②	淵田橋(6.0km付近)～9.5km付近	3.5	引堤、掘削
	天竜川	小藪川	石川橋(4.2km付近)～法河川起点(6.6km付近)	2.4
太田川ダム		周智郡森町亀久保地先		ダム
今ノ浦川		ぼう僧川合流点～磐田久保川合流点(4.2km付近)	4.2	引堤、低水路掘削
一雲済川		天竜川合流点(0.0km)～6.05km付近	6.05	引堤、掘削、護岸
菊川	西方川①	堂坂橋上流(1.7km付近)～寺田川合流点(3.2km付近)	1.5	引堤、掘削
	西方川②	JR東海道本線(4.4km付近)～馬場井堰下流(5.4km付近)	1.0	河道の付け替え、引堤、掘削
	稲荷部川	平尾橋上流(2.2km付近)～無名橋(3.1km付近)	0.9	引堤、掘削
	亀惣川	さかい橋上流(4.0km付近)～法河川起点(4.3km付近)	0.3	引堤、掘削

袋井土木管内の河川整備として、代表する太田川流域では、幾多の水害に見舞われ、これに対し治水事業を進めてきた。S49七夕豪雨を契機に計画が見直され、これに基づき改修が進められ、太田川本川をはじめ主要支川の整備も進められた。

S57洪水では、逆川で堤防決壊等による大災害となり、逆川激特事業により整備され、現在の河道において整備済みとなっている。

上図の河川整備計画(整備箇所)は、従前の整備を考慮したうえで当面の目標とする治水安全度を確保するために必要とされる箇所を位置付けており、順次整備を進めている。

- その他河川についても、治水安全度の緊急性、地元要望を考慮し、整備を進めている。
 - ・ 局所的な河川改修の実施
 - ・ 老朽化した河川管理施設の整備
 - ・ 河道内の堆積土砂撤去・伐木・除草
 - ・ 津波対策 等

(3) 豪雨災害時の特性や課題



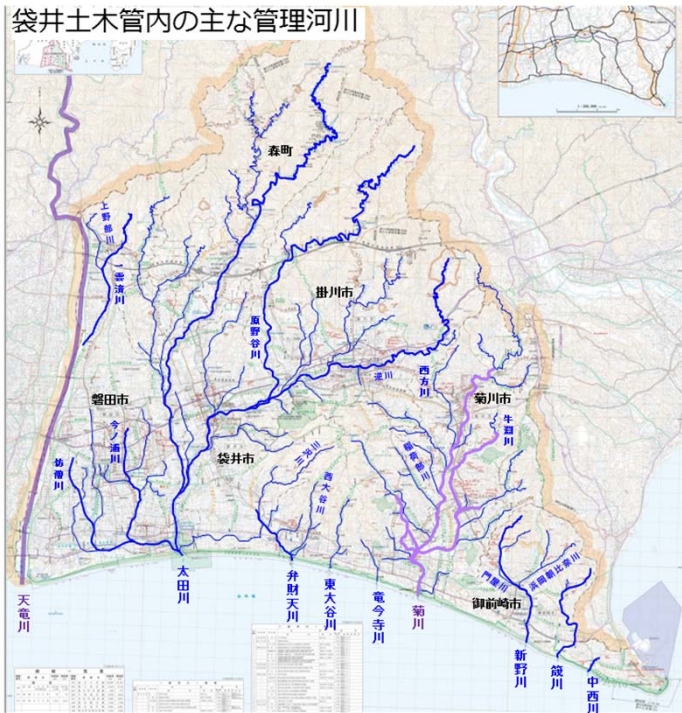
①中東遠地域には、大小含めた多くの県管理河川がある。

②南アルプスを望む山地部から遠州灘に面した低平地部まで起伏に富んだ地理的特性を有している。

中東遠地域における豪雨災害時の特性や課題

- 地域の山地部では、急流部が多いことから河岸侵食や洗掘などに備えるとともに、災害時には孤立集落等への対応が必要になることが想定される。
- 一方、低平地部では、地理的地形的な要因から内水氾濫が発生しやすく、海岸堤防や河川堤防に囲まれた地域では、その排水に長期間を要する可能性が高いことから、排水ポンプ車等を活用した排水訓練等を実施するなど、平時からの備えが必要である。
- 山地部と低平地部に挟まれた扇状地・市街地部では、築堤区間を多く抱えていることから、拡散型の氾濫に備えた減災対策が必要である。
- 頻発する水害を念頭に、今後、発生が想定される豪雨災害に対して住民の意識向上を図る必要があるため、順次、想定最大規模の浸水想定区域図等を公表し、基礎自治体においては浸水想定区域図に基づくハザードマップ等の周知を推進する必要がある。
- 本地域では、洪水予報河川又は水位周知河川に指定されていない河川の沿川に自治体の庁舎等の災害拠点が存在する水害リスクの高い河川が存在することから、これらの関係自治体の水害時の避難勧告等の判断を支援するため、水位周知河川の指定の拡大等の検討が必要である。
- また、人口・資産の集中する扇状地・市街地部に要配慮者利用施設の多くが存在していることから、氾濫発生時に確実な避難行動が図られる体制を構築しておく必要がある。

袋井土木管内の主な管理河川



4 現状の取組状況と課題

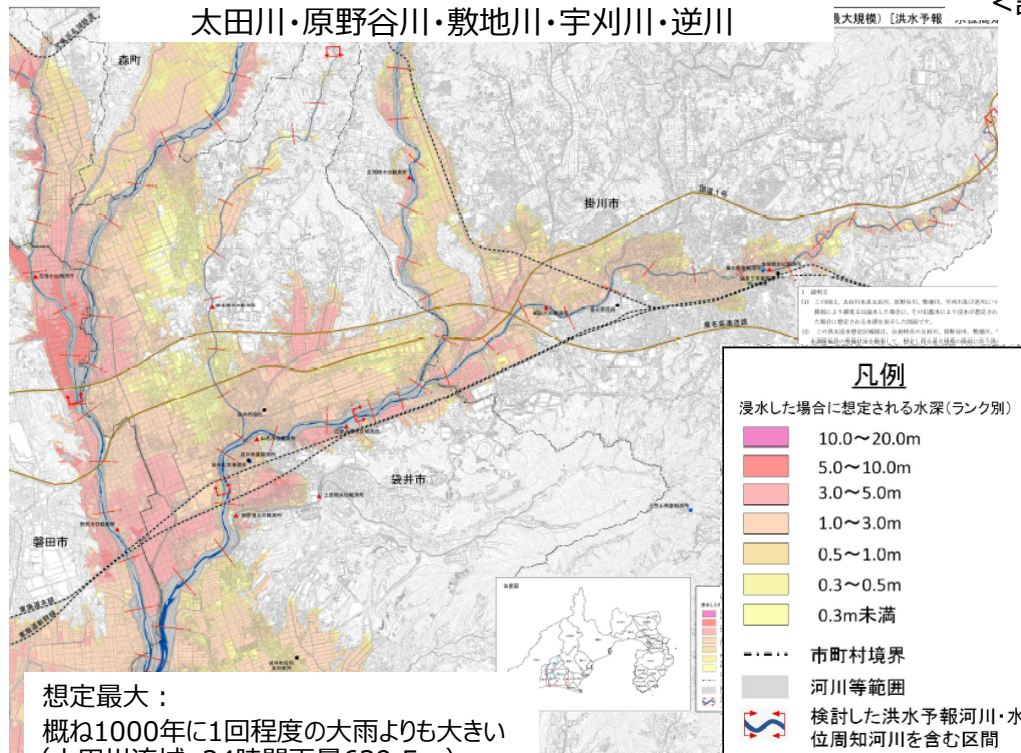
①情報伝達、避難計画等に関する事項



想定される浸水リスク情報の周知

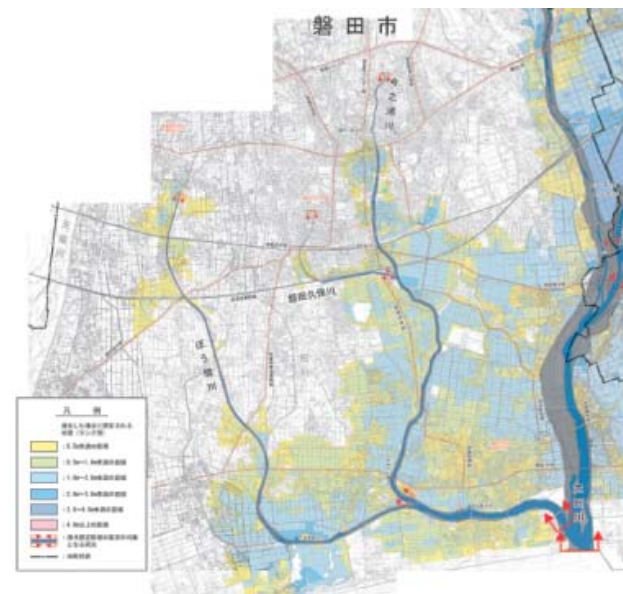
- 県では、**洪水浸水想定区域図を策定し、県HP等で公表**
- 各河川の浸水想定区域図を元に、各市町で洪水ハザードマップを作成

<策定済みの最大クラスの洪水浸水想定区域図>
太田川・原野谷川・敷地川・宇刈川・逆川



想定最大：
概ね1000年に1回程度の大雨よりも大きい
(太田川流域 24時間雨量629.5mm)

<計画規模のぼう僧川、今ノ浦川の既存の洪水浸水想定区域図>



計画規模
概ね50年に1回程度の大雨
(太田川流域 24時間雨量355.1mm)

課題

- 水防法に基づき最大クラスの洪水を対象とした洪水浸水想定区域図を作成し、これに基づくハザードマップの改良が必要である。
- 計画規模を超える大規模氾濫による避難者数の増加、避難場所や避難経路が浸水する場合に備えた避難計画等の再検討が必要である。

①情報伝達、避難計画等に関する事項



洪水時における河川管理者や気象台からの情報提供等の内容

- 避難や水防活動に役立つ雨量、河川水位、気象情報等のリアルタイム情報をホームページで提供
(静岡県土木防災情報サイポスレーダー：パソコンや携帯電話で情報提供)
- 水位観測所における水位状況をライブカメラ情報として配信
- 誰もが簡単に情報入手できるように地上デジタルデータ放送等も活用して情報提供

静岡県土木防災情報「サイポスレーダー」

雨量・水位情報一覧表

観測所	2017/01/19 19:00	観測値	注意値	危険値	2017/01/19 18:00	観測値	注意値	危険値
観測所	17:40	17:20	17:00	17:40	17:20	17:00	17:40	17:20
雨量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
水位	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
波高	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
観測所	2017/01/19 19:00 <th colspan="2">観測値</th> <th colspan="2">注意値</th> <th colspan="2">危険値</th>	観測値		注意値		危険値		
観測所	17:40	17:20	17:00	17:40	17:20	17:00	17:40	
雨量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
水位	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
波高	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

「サイポスレーダー」携帯電話画面

携帯電話の情報
 ・気象情報
 ・雨量水位情報
 ・ライブカメラ 等々

※雨量・水位情報のほか、ライブカメラ画像で河川水位を確認できる(橋脚にある量水標と水位)

「サイポスレーダー」の主要機能

- ① 雨量・水位情報 : 県内各地の雨量計・水位計のデータをリアルタイム表示
- ② 気象情報 : 大雨注意報や洪水警報等の気象注意報・警報を表示
- ③ 防災情報 : 台風情報、津波情報、土砂災害警戒情報を表示
- ④ ライブカメラ : 県及び国の監視カメラ(河川・海岸・道路)の静止画像を表示
- ⑤ ピンポイント天気予報 : 最大42時間先までの詳細な天気予報を市町別に表示

課題

- インターネット等による防災情報の入手先を分かり易くし、住民自らが情報入手できる環境整備が必要である。
- 提供される情報の持つ意味や内容が理解されるよう更なる啓発が必要である。
- 水位計や監視カメラが設置されていない河川においても避難の判断に資する情報の提供が必要である。

①情報伝達、避難計画等に関する事項



避難勧告等の発令基準

- 平成25年6月の災害対策基本法の改正により、避難の「指示」には屋内での退避等も含まれることになった。
- 平成26年4月の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」改訂において、避難勧告等は空振りをおそれず早めに出すことを基本とされ、また、避難勧告等の発令時には、外が危険な場合には屋内安全確保をとることも伝達することとされた。
- 平成27年度以降の袋井土木管内での市町が発表した避難情報等の発表回数は次のとおり。

平成27年：	避難準備情報	4回	避難勧告	1回
平成28年：	避難準備情報	3回	避難勧告	0回
平成29年：	避難準備情報	10回	避難勧告	4回

※平成28年12月（内閣府・消防庁通知）により、
 「避難準備情報」 → 「避難準備・高齢者等避難開始」
 「避難勧告」 → 「避難勧告」
 「避難指示」 → 「避難指示（緊急）」にそれぞれ変更となりました。

袋井水防区

※ふじのくに防災情報共有システム「FUJISAN」等による県で把握した情報

日付		磐田市		袋井市		掛川市		菊川市		御前崎市		森町	
		避難準備	避難勧告	避難準備	避難勧告	避難準備	避難勧告	避難準備	避難勧告	避難準備	避難勧告	避難準備	避難勧告
H27.5.12	～ 台風第6号			●									
H27.8.30	～ 大雨								●				
H27.9.7	～ 台風第18号			●		●		●					
H28.8.15	～ 大雨					●							
H28.9.20	～ 台風第16号	●		●									
H29.6.21	～ 大雨	●	●	●		●		●					
H29.8.7	～ 大雨	●											
H29.10.22	～ 台風21号	●	●	●		●	●	●	●	●			
計		4	2	5	0	4	1	3	2	1	0	0	0

課題

- 避難勧告等発令の判断やタイミングが難しいため、首長の意思決定を後押しする河川管理者の支援が必要である。
- 内閣府の新ガイドライン（避難勧告等に関するガイドライン：平成29年1月）に基づく、市町の避難勧告等の判断基準の確認・見直しが必要である。

①情報伝達、避難計画等に関する事項



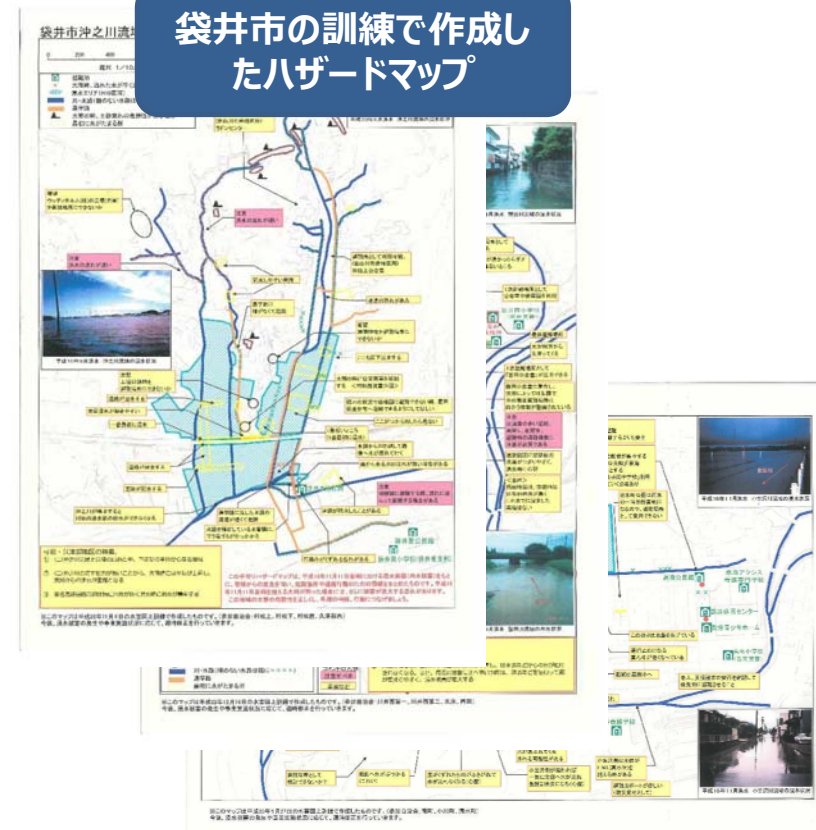
平時からの住民等への啓発、防災教育、訓練

- 県では防災リーダー養成のために「静岡県ふじのくに防災士養成講座」を実施している。
- ○県危機管理局・気象台では、職員が出前講座を実施している。
- ○住民・各種団体参加の水防訓練、防災講習会を開催し、周知・啓発を図っている。

磐田市での訓練の様子



袋井市の訓練で作成したハザードマップ



課題

- 地域住民への自助・共助の大切さ、地域に潜む浸水リスクについて更なる啓発が必要である。

②水防に関する事項



静岡県

水防資機材の整備状況 水防活動の実施体制の確保と水防技術の維持

- 県と関係市町で水防倉庫に備蓄している水防資機材の確認を行っている。
- 県では資機材不足発生時の応援体制を構築済み。
- 水防演習、講習会の開催により技術の維持・向上を図っている。

水防資機材の合同確認



水防演習



課題

- 重要水防箇所や水防資機材等の状況を第一線で活動する水防団等とも共有する必要がある。
- 水防団員等の減少や高齢化による水防活動の低下を防ぐため、水防訓練等の継続した取組が必要である。

③ 氾濫水の排水、施設運用に関する事項

排水施設、排水資機材の操作・運用

- 排水機場、排水ポンプ車等の適切な維持管理と実働訓練を実施している。

排水ポンプ車による排水活動



災害対策機械の実働訓練状況



排水ホース設置訓練状況



排水ホース設置訓練状況



照明車訓練状況

課題

- 大規模浸水時を想定した関係機関連携の訓練が必要である。

④河川管理施設の整備に関する事項



堤防等河川管理施設の現在の状況

■ 治水安全度の緊急性や地元要望等を考慮して河川整備を推進している。

交付金での主要な河川整備

水系名	河川名	主な内容
太田川水系	太田川	河道掘削
〃	敷地川	河道掘削築堤
菊川水系	西方川	捷水路(バイパス)
天竜川水系	一雲濟川	河道掘削築堤

県単独事業での主要な河川整備

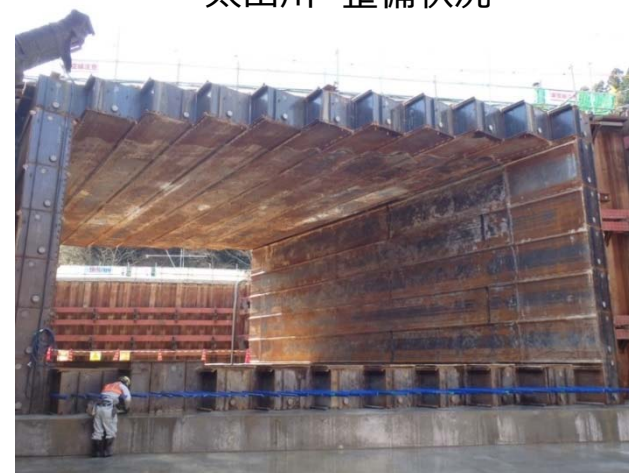
水系名	河川名	主な内容
太田川水系	小藪川	河道掘削
〃	沖之川	河道掘削築堤
菊川水系	稲荷部川	河道掘削築堤
天竜川水系	上野部川	護岸工

その他の河川についても、治水安全度の緊急性、地元要望等を考慮して、整備を進めている。

- 老朽化した河川管理施設の整備
- 河道内の堆積土砂撤去・伐木・除草
- 津波対策 等



太田川 整備状況



西方川 JR橋施工状況

課題

- 近年、激化する気象状況に対応した流域の治水安全度の向上が必要である。

課題と取組の整理



課題	No
近年、激化する気象状況に対応した流域の治水安全度の向上が必要である。	a
避難勧告等発令の判断やタイミングが難しいため、首長の意思決定を後押しする河川管理者の支援が必要である。	b
要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施率向上のための更なる行政支援が必要である。	c
インターネット等による防災情報の入手先を分かり易くし、住民自らが情報入手できる環境整備が必要である。	d
提供される情報の持つ意味や内容が理解されるよう更なる啓発が必要である。	e
水位計や監視カメラが設置されていない河川においても避難の判断に資する情報の提供が必要である。	f
洪水時の防災情報の持つ意味や防災情報を受けた時の対応について、行政や住民の更なる理解促進が必要である。	g
最大クラスの洪水を対象とした洪水浸水想定区域図を作成し、これに基づくハザードマップの改良が必要である。	h
重要水防箇所や水防資機材等の状況を第一線で活動する水防団等とも共有する必要がある。	i
水防団員等の減少や高齢化による水防活動の低下を防ぐため、水防訓練等の継続した取組が必要である。	j
洪水浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されるよう更なる啓発が必要である。	k
計画規模を超える大規模氾濫による避難者数の増加、避難場所や避難経路が浸水する場合に備えた避難計画等の再検討が必要である。	l
大雨や暴風により防災行政無線が聞き取りにくい場合があるため、多様な情報伝達手段を確保する必要がある。	m
メール配信やホームページなど複数の情報入手手段について、更なる利用促進を図る必要がある。	n
情報伝達された際の各行政機関が、より迅速に対応できるようタイムライン等の取組が必要である。	o
複数箇所や大規模な水防対応が必要となった場合に対し、十分な資機材の確保が必要である。	p
自主防災組織の避難誘導に対する熟度向上を図る必要がある。	q
地域住民への自助・共助の大切さ、地域に潜む浸水リスクについて更なる啓発が必要である。	r
大規模浸水時を想定した関係機関連携の訓練が必要である。	s
想定最大規模降雨による浸水想定区域図に基づく避難場所や避難経路の見直しが必要である。	t
実践的な避難誘導訓練が必要である。	u
水位情報入手河川の促進を図る必要が有る。	v
中小河川においても浸水実績等に基づく浸水リスク等の共有が必要である。	w
内閣府の新ガイドライン(避難勧告等に関するガイドライン:平成29年1月)に基づく、市町の避難勧告等の判断基準の確認・見直しが必要である。	x
河川巡視情報が伝達された際の各行政機関がより迅速に対応できるようタイムライン等の取組が必要である。	y
ホットラインの実効性を確保するため、定期的な訓練等の実施が必要である。	z
中小河川についても避難勧告等の判断基準に活用可能な水位情報等が入手できるよう措置を講ずる必要がある。	aa
情報を入手した住民が内容を理解し、主体的に避難等の行動へ移せるよう更なる啓発が必要である。	ab
確実な巡視のために、水防団員の増員必要である。	ac
貯留施設の適切な維持管理を確実にを行う必要がある。	ad
防災講習会の参加人数増、高頻度の開催ができていない。	ae
技術的支援体制の更なる強化が必要。	af
水防団員の安全確保に対し、更なる配慮が必要である。	ag
保管場所の確保、資機材の老朽化などに対し、確実な保管対策を行う必要がある。	ah
緊急出動人員を確保するため、更なる水防体制の充実を図る必要がある。	ai

目標1 ・逃げ遅れによる人的被害の軽減

要配慮者施設における確実な避難に向けた取組

確実な避難勧告の発令に向けた取組

水害リスク情報等の共有に向けた取組

避難行動を促す取組

目標2 ・氾濫発生後の社会機能の早期回復

地域での水防活動の継続的な実施に向けた取組

防災機関の業務継続に向けた取組

氾濫水を迅速に排水するための取組

流域の市町と河川管理者が一体となった総合的な治水対策の推進

河川における機能の確保

施設能力を上回る洪水への対応



【5年間で達成すべき目標】

① 逃げ遅れによる人的被害をなくすこと

水害リスク情報等を共有することにより、流域全体で防災意識の向上を図り、要配慮者利用施設等を含めて命を守るための確実な避難を実現すること

② 氾濫発生後の社会機能を早期に回復すること

水害による社会経済被害を軽減し、氾濫が発生した場合でも早期に社会経済活動を再開できる状態に回復すること

上記目標の達成に向け、以下の取組を実施する。

取組（1）

- ・ 水害リスク情報等の共有による確実な避難の確保のための取組

取組（2）

- ・ 洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動等の取組

6 概ね5年間で実施する取組



取組 (1)

・水害リスク情報等の共有による確実な避難の確保のための取組

■要配慮者利用施設における確実な避難に向けた取組

- ・ 要配慮者利用施設の管理者を対象とした防災情報等の提供
- ・ 確実な避難体制の確保のための避難確保計画の作成、避難確保計画に基づく避難訓練の実施の促進

■確実な避難勧告の発令に向けた取組

- ・ 避難勧告等発令を想定した訓練の実施及び発令基準の点検
- ・ ホットライン体制の構築
- ・ ホットラインや洪水対応演習等の情報伝達訓練の充実

■水害リスク情報等の共有に向けた取組

- ・ 最大クラスの洪水を対象とした洪水浸水想定区域の見直しの推進と周知
- ・ 洪水浸水想定区域図の見直しに伴う洪水ハザードマップの改良と周知
- ・ タイムラインの導入の推進
- ・ 水位周知河川の拡大の検討
- ・ 水位計・河川監視カメラの増設の検討
- ・ 水害リスク情報の収集、周知方策の充実

■避難行動を促す取組

- ・ 雨量や水位に係るリアルタイム情報の提供
- ・ 出前講座等を活用した住民向けの防災情報の説明会・訓練の充実
- ・ 県から市町への情報収集要員（リエゾン）の派遣の検討

内容	目標時期	主な取組機関
要配慮者利用施設の管理者を対象とした防災情報等の提供	引き続き実施	静岡県・各市町・国

主な内容

- ・県市町等が開催する研修会等の場を活用し、関係者への制度周知と情報提供を実施する。

平成28年度(県主催)
要配慮者利用施設の管理者向け説明会



- H29.2.14 東部会場(沼津市民文化センター)
- H29.2.15 西部会場(アクトシティ—浜松)
- H29.2.23 中部会場(静岡市民文化会館)
- H29.3.16 賀茂会場(下田総合庁舎)

平成30年1月31日 開催(県主催)
市町担当者向け
要配慮者利用施設の避難確保計画作成研修会



平成30年2月13日開催予定(磐田市主催)
要配慮者利用施設の管理者向け
避難確保計画作成の説明会説明会

内容	目標時期	主な取組機関
ホットライン体制の構築	平成29年度	静岡県・各市町・国
ホットラインや洪水対応演習などの情報伝達訓練の充実	引き続き実施	静岡県・各市町・国

主な内容

・ホットライン体制を構築し、洪水対応演習等において関係機関を対象とした情報伝達訓練を毎年実施し、ホットライン体制を確認する。

ホットライン訓練(H29.6.30)の様子



発信者 袋井土木事務所長



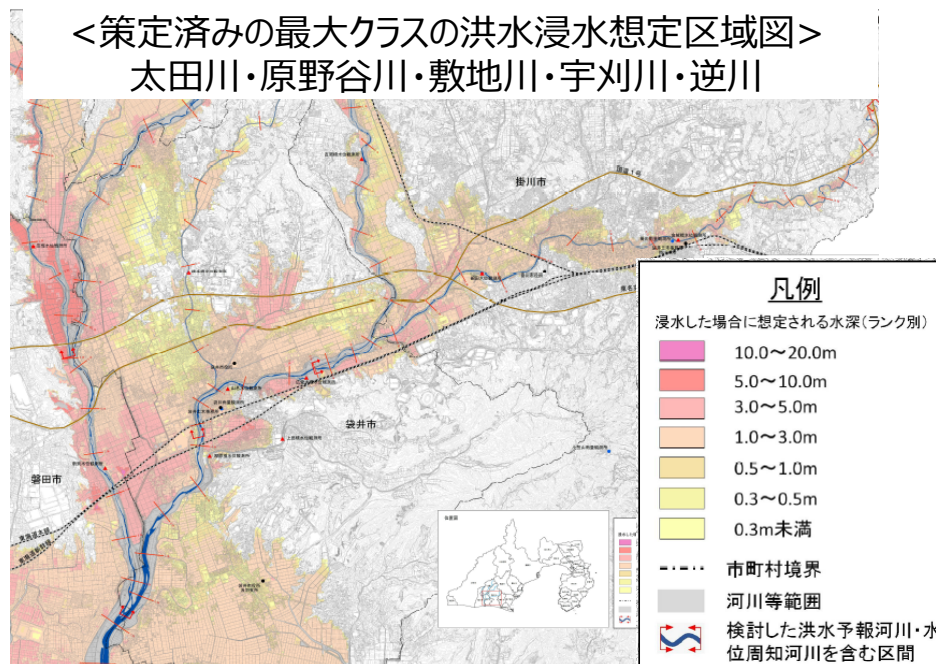
受信者 磐田市長

■ 洪水予報河川、水位周知河川における取組

内容	目標時期	主な取組機関
最大クラスの洪水を対象とした洪水浸水想定区域図への見直しの推進と周知	平成29年度まで	静岡県
洪水浸水想定区域図の見直しに伴う洪水ハザードマップの改良と周知	平成29年度から 順次実施	静岡県・各市町

主な内容

- ・県：浸水想定区域図の見直しを実施し、指定・公表の手続きを実施する。（対象7河川）
- ・市：指定・公表された浸水想定区域図等に基づきハザードマップを更新する。



河川名	想定最大規模
太田川	公表済 平成29年7月7日
原野谷川	
敷地川	
宇刈川	公表済 平成29年12月26日
逆川	
ぼう僧川	作成中 平成30年3月予定
今ノ浦川	

水位周知河川に指定されていない河川を主な対象とした取組み

具体的取組	目標時期	実施機関
水位周知河川の拡大の検討	平成29年度から順次実施	静岡県

◆ 水害危険性の周知河川等の選定フロー（県の考え方）

水防法指定河川に未指定の河川（473河川）の内、洪水により相当な被害を生じる河川

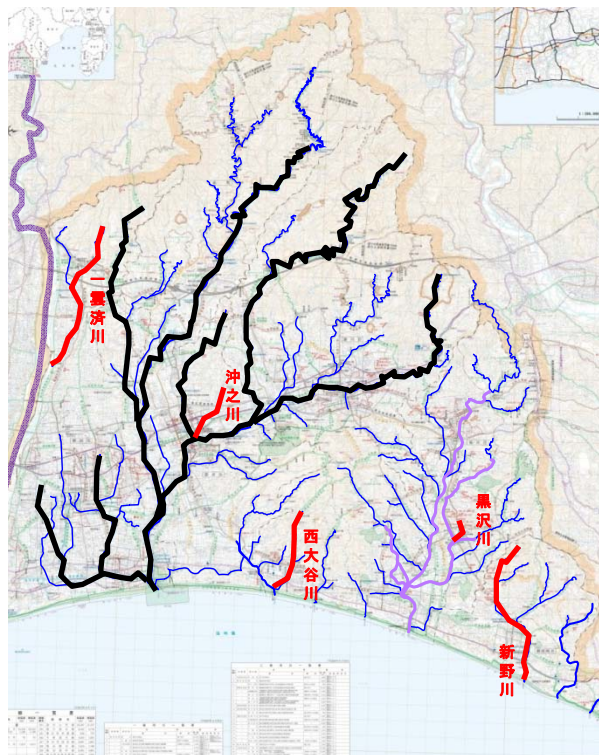
- | | |
|------|---|
| 選定条件 | 優先度 A |
| | ・流域面積概ね20 km ² 以上かつ洪水到達時間 1 時間以上 |
| | ・氾濫区域内人口3,000人以上又は近年に床上浸水の実績がある |
| | 優先度 B |
| | ・災害拠点等（役場、災害拠点病院）の所在地に係る河川 |

↓ YES (32河川)

水位周知河川候補
選定条件：危険水位の設定が可能な河川（洪水到達時間 1 時間以上）

水位周知河川：26河川（法指定検討）

水害危険性の周知河川：6河川



凡例
黒字：法指定河川
赤字：新たな指定候補河川

◆ 中東遠地域における取組の主な内容

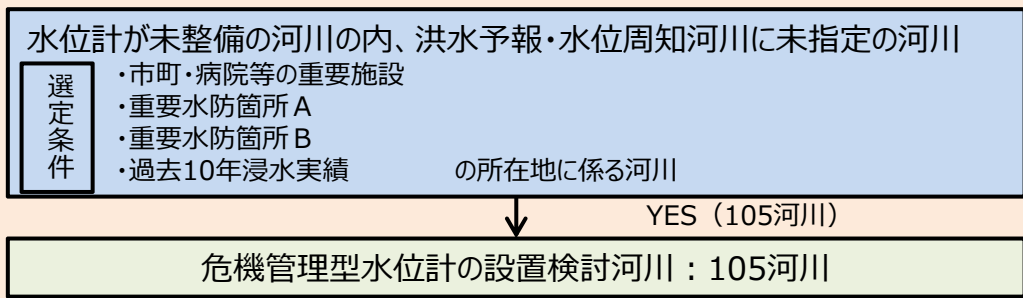
・新たに水位周知河川に指定する候補河川を選定し、検討により指定が可能な河川について市町との調整を踏まえ順次、水位周知河川に指定する。

現在の法指定河川	新たな法指定候補河川
7河川	5河川
○洪水予報河川 ・太田川 ・原野谷川	○水位周知河川 ・新野川 ・西大谷川 ・一雲済川 ・沖之川 ・黒沢川
○水位周知河川 ・敷地川 ・宇刈川 ・逆川 ・ぼう僧川 ・今ノ浦川	

水位周知河川に指定されていない河川を主な対象とした取り組み

具体的取組	目標時期	実施機関
水位計・河川監視カメラの増設の検討	平成29年度から順次実施	静岡県

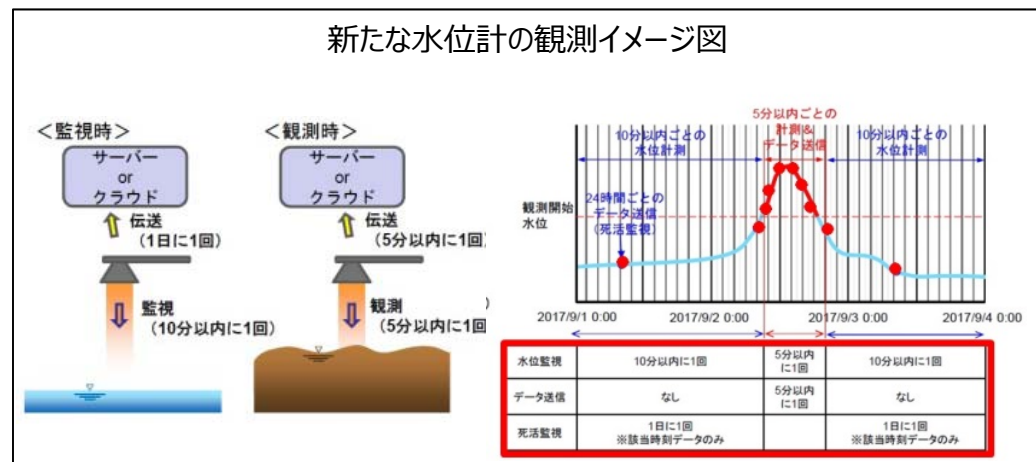
◆ 危機管理型水位計の設置検討河川の選定フロー（県の考え方）



◆ 中東遠地域における選定河川

- 中東遠地域：16河川**
- 市町拠点：3河川**
黒沢川、西大谷川、一雲済川
- 重要水防箇所A：4河川**
菊川、安久路川、祝川、半ノ池川
- 重要水防箇所B：4河川**
上野部川、沢水加川、旧坊僧川、小藪川
- 過去10年の浸水実績：5河川**
稲荷部川、牛淵川、神代地川、倉西川、馬込沢川

◆ 危機管理型水位計のイメージ図及び観測イメージ図



内容	目標時期	主な取組機関
出前講座等を活用した住民向けの防災情報の説明会・訓練の充実	引き続き実施	静岡県・各市町・国

主な内容

- ・学校や地域を対象にした出前講座で水防災について意識啓発を行う。

西部危機管理局が実施した防災講座
(平成29年10月13日 掛川市立千浜小学校)で

ARを利用して浸水を体験している状況



ARの映像



各種教材の提供

○テキスト



○ハザードマップ



○水害の写真や映像





取組 (2)

・ 洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動等の取組

■ 地域での水防活動の継続的な実施に向けた取組

- ・ 水防訓練や水防演習等の実施による水防団等との連携
- ・ 水防活動や緊急復旧活動に活用する資材の充実の検討

■ 氾濫水を迅速に排水するための取組

- ・ 国・各自治体が所有する排水ポンプ車等を活用した排水訓練等の実施
- ・ 地域が有するポンプ等（消防や建設会社）の活用に向けた情報の整理と共有

■ 流域の市町と河川管理者が一体となった総合的な治水対策の推進

- ・ 河川整備計画等に基づく治水対策の着実な推進
- ・ ため池や水田等流域の貯留機能の保全、確保等の流出抑制対策の推進

■ 河川における機能の確保

- ・ 河川内の堆積土砂撤去や樹木伐採等による流下能力の保全
- ・ 樋門・樋管等の施設の確実な点検、巡視の促進、運用体制の確保

■ 施設能力を上回る洪水への対応

- ・ 背後に市街地を有する築堤河川等における天端補強等の減災対策の検討
- ・ 広域避難体制の構築に向けた検討

内容	目標時期	主な取組機関
水防訓練や水防演習等の実施による水防団等との連携	引き続き実施	静岡県・各市町・国
水防活動や緊急復旧活動に活用する資材の充実の検討	引き続き実施	静岡県・各市町・国

主な内容

- ・関係機関は、水防団等と合同での巡視及び水防資機材等の点検を実施し、水防演習や水防訓練に積極的に参加する。
- ・迅速かつ的確な水防活動のために、河川防災ステーション・土のうステーションの整備等を検討する。

平成29年度 太田川原野谷川治水水防組合水防演習
日時：平成29年6月11日(日)



菊川河川防災ステーション計画予定地



内容	目標時期	主な取組機関
国・各自治体が所有する排水ポンプ車等を活用した排水訓練等の実施	引き続き実施	静岡県・各市町・国

主な内容
 ・関係機関で情報共有を図り排水訓練に参加する。

排水ポンプ車による排水活動



内容	目標時期	主な取組機関
背後に市街地を有する築堤河川等における天端補強等の減災対策の検討	引き続き実施	静岡県

主な内容
・天端舗装等の優先度を整理し、順次施工していく。



西方川の実施状況
(着手前)



西方川の実施状況
(完成)

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会等を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集したうえで、随時、その時点までの取組状況を踏まえ、取組方針を見直すこととする。